

<対策のポイント>

将来の担い手の円滑な確保を図るために、親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展に向けた取組を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

地域計画の実現に向け、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、

- ① 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組
- ② 機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）

を一体的に支援します。

【対象者】

将来像が明確化された地域計画若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる、49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

【支援額】

国費上限600万円（①と②の合計）

【補助率】

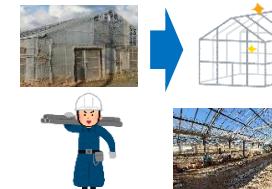
①：国1/3、都道府県1/6 ②：国1/2、都道府県1/4
※都道府県支援分の2倍を国が支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>

経営資源の有効利用



機械・施設等の修繕・移設・撤去費

円滑な経営移譲



法人設立費用、専門家謝金等

機械・施設等の導入



機械・施設、家畜、苗木等の購入費

<主な要件>

- 令和5年度以降に農業経営を開始した個人又は法人であること。
- 青色申告を行うこと。
- 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。
- 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可。

<共同申請>

- ①の取組を実施する場合、交付対象者と経営移譲者等※による共同申請が可能。
※市町村・JAなど、地域サポート計画に位置付けられた関係機関を含む。
- 交付対象者が研修中など経営開始前の場合、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能。